

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。情報提供ネットワークシステムで保持する特定個人情報については、業務上必要最小限のものとすることで、特定個人情報の一元管理・把握を回避する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

評価実施機関名

内閣総理大臣

公表日

令和7年10月15日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務
②事務の概要	社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。個人番号の利用は、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現を旨として行うものである。情報提供ネットワークシステムは、番号法に基づき特定個人情報の正確かつ安全な連携を行うために設置されるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共団体等の情報照会者又は情報提供者（以下「情報照会者等」という。）がそれぞれの事務を遂行するために必要な情報を分散して管理することとし、情報照会者等が保有していない個人情報を必要とする場合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特定の情報照会者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しないものとする。情報提供ネットワークシステムにより実現する事務は、次のとおりである。 (1)符号の生成（根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第27条） 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、情報提供ネットワークシステムは、情報照会者等からの依頼を受け、各種符号（連携用符号、情報提供用個人識別符号）を生成する。 (2)情報連携の媒介（根拠法令：番号法第21条） 情報照会者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報照会・提供の媒介を行う。情報の一元管理を防止するため、本機能においては、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。 また、番号法で認められた範囲（番号法第21条第2項）を超えて情報連携を行うことを防止するため、情報保有機関が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護評価が適切に実施されていることを確認する。また、情報照会者等が情報連携を行う都度、情報照会の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で認められた事務等の範囲であることを確認する。なお、番号法で認められる範囲を超えている場合は情報連携を行わない。 (3) 情報提供等の記録の管理（根拠法令：番号法第23条） 番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保存する。情報提供等の記録を参照することで、いつでも誰の特定個人情報が照会・提供されたのかを把握することができる。情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個人情報名などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。 情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等の記録の提供要求がなされた場合には、情報提供等の記録を提供する。また、番号法第35条第1項の規定により、個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第13号の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。 番号法第35条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への報告については、犯罪捜査を目的としたものではない。 （※）平成29年7月から情報提供等記録開示システムが稼働している。当該システムにより、自らの特定個人情報がどのように利用されたのかを確認すること等ができる。
③システムの名称	情報提供ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 連携用符号発行管理ファイル 2. 情報提供等記録ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第8号・第9号(特定個人情報の提供の制限) ・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム) ・第23条第3項(情報提供等の記録) ・第24条(秘密の管理) 2. 番号法施行令 ・第26条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(利用特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置) ・第27条第5項・第6項(情報提供用個人識別符号の取得)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
②所属長の役職名	デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)付参事官(基準・標準担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	デジタル庁個人情報受付窓口 住所: 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町20階) 電話番号: 03-4477-6775
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	デジタル庁個人情報受付窓口 住所: 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町20階) 電話番号: 03-4477-6775
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	「Ⅰ. 1. ②」等 評価書全般	(略)	情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認行為を「提供要求」または「提供」として記載し、書面による開示請求と区別した	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	「Ⅰ. 1. ②」等 評価書全般	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	「Ⅰ. 1. ②」等 評価書全般	(略)	平成29年5月30日施行の改正番号法の条番号に変更	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	「Ⅰ. 1. ②」等 評価書全般	平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定である旨を記載	平成29年7月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定である旨を記載	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	Ⅰ. 1. ②	情報提供ネットワークシステムの運用業務に係る項目については、想定で記載している旨を記載	運用業務に係る項目が確定したため削除	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	Ⅰ. 5. ①	総務省大臣官房企画課個人番号企画室	総務省大臣官房個人番号企画室	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	Ⅰ. 5. ②	個人番号企画室長 望月明雄	官房参事官(個人番号企画室長) 下仲宏卓	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	「Ⅰ. 6」等 評価書全般	システム開発の主体として内閣官房社会保障改革担当室	該当しなくなったため削除	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	「Ⅰ. 7」等 評価書全般	平成29年1月から情報提連携が開始する予定である旨を記載	平成29年7月から情報提連携が開始する予定である旨を記載	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成29年5月30日	Ⅱ. 2	500人以上	500人未満	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月26日	Ⅰ. 1. ②	平成29年7月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定である旨を記載	平成29年7月から情報提供等記録開示システムが稼働している旨を記載	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月26日	Ⅰ. 5. ②	官房参事官(個人番号企画室長) 下仲宏卓	官房参事官(個人番号企画室長)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
平成31年4月26日	Ⅰ. 7	平成29年7月から情報提連携が開始する予定である旨を記載	平成29年7月から情報提連携を開始しているため、注釈の記載を削除	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成31年4月26日	Ⅳ リスク対策	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月19日	I. 3.	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・第19条第7号・第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い変更
令和2年2月19日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	特に力を入れている	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い変更
令和3年10月8日	表紙 評価実施機関名	総務大臣	内閣総理大臣	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 1. ②	(1)符号の生成(根拠法令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。))第20条)	(1)符号の生成(根拠法令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。))第27条)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 1. ②	特定個人情報の項目	特定個人情報名	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 1. ②	第19条第12号	第19号第13号	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 3	第19条第7号・第8号	第19号第8号・第9号	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 3	・第20条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取得)	・第27条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取得)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 3	・第27条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置)	・第26条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 5. ①	総務省大臣官房個人番号企画室	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 5. ②	官房参事官(個人番号企画室長)	デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)付参事官(基準・標準担当)	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 7	総務省個人情報受付窓口 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表)	デジタル庁個人情報受付窓口 住所:〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町20階) 電話番号:03-4477-6775	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	I. 8	総務省個人情報受付窓口 住所:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号:03-5253-5111(代表)	デジタル庁個人情報受付窓口 住所:〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町20階) 電話番号:03-4477-6775	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	II. 1	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)
令和3年10月8日	II. 2	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月18日	Ⅱ. 1	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年10月18日	Ⅱ. 2	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和6年10月18日	Ⅳ. 8	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和6年10月18日	Ⅳ. 11	—	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和7年10月15日	I. 3	特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置	利用特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)